

# 地域計画策定方針（案）

## 1 目的

「地域計画」は、農業経営基盤強化促進法に基づき、地域での話し合いにより将来の農地利用の姿を明確化し、担い手への農地の集積・集約化※を進めるため、話し合いの区域ごとに策定するものです。

- ※ 農地の集積 利用する農地面積を拡大すること。
- 農地の集約 農地の分散を解消することで農作業を連続的に支障なく行えるようにすること。

## 2 背景

本市では、地域での話し合いにより、「10年後の厚木市の農業の方針」をとりまとめた「人・農地プラン※」を平成25年度に策定し、随時更新を行ってきました。

今後、高齢化や人口減少の進行により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集積・集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題です。

このため、「人・農地プラン」が法定化され、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を策定することになりました。（農業経営基盤強化促進法改正 令和5年4月施行）

### ※ 人・農地プラン

- ・ 農業者等の協議により、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表されるもの
- ・ 厚木市では、平成25年度から市内全7区域において作成し、その後随時更新しています。

## 3 概要

「地域計画」は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営基盤の強化に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を定めている市町村が策定するものです。

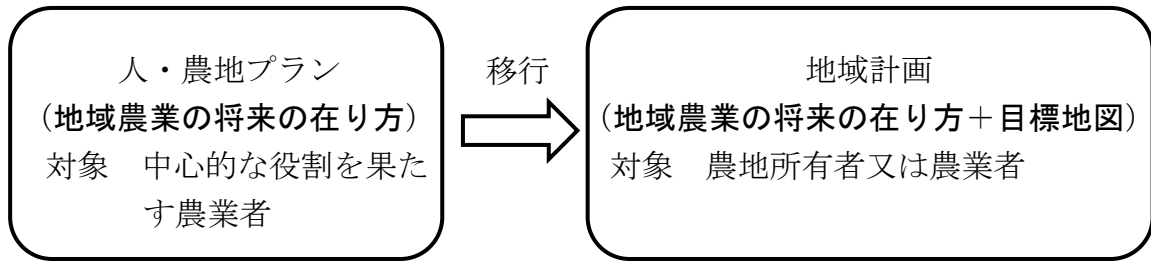
区域を定め、その区域ごとに話し合いを行い、全ての農業者を対象とした「**地域農業の将来の在り方**」、10年後に目指すべき農地利用の姿を表示した「**目標地図**」により構成される計画として令和7年3月までに策定します。

「地域計画」を策定することで、地域農業を守ることへの意識の醸成、国庫補助金等の支援が受けられるなどの効果があります。

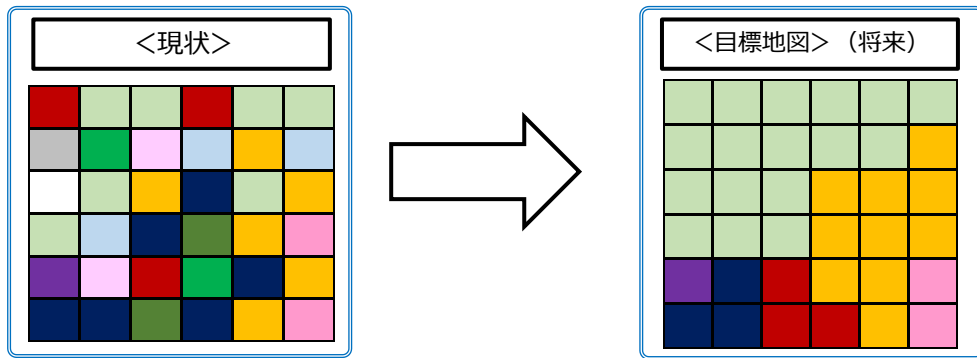
なお、「地域計画」を策定後、区域内農地の転用許可を受ける場合、事前に「地域計画」を変更する必要があります。

### ※ 基本構想（厚木市 平成7年2月作成）

農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、市町村がその地域の将来の農業のあるべき姿についてビジョンを描き、今後の農政を推進する目標として策定するもので、県の基本方針に即して概ね5年ごとに、その後10年間につき定めます。



<目標地図 (農地集約化) のイメージ>



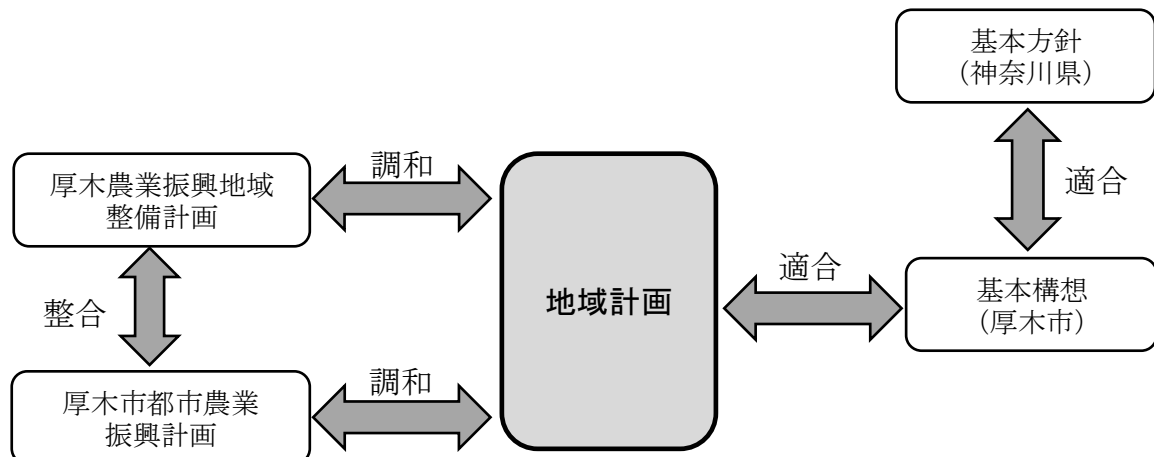
出典：農林水産省地域計画策定マニュアル

#### 4 地域計画において定める事項

- (1) 地域計画の区域
- (2) 地域計画の区域における農業の将来の在り方
- (3) 地域計画の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- (4) 農業者その他の地域計画の区域の関係者が前号の目標を達成するためにとるべき農用地の利用関係の改善その他必要な措置
- (5) 地域内の農業を担う者の一覧
- (6) 目標地図

#### 5 各計画等との関連

「地域計画」は、農業振興地域整備計画を始めとした地域の農業の振興に関する計画と調和が保たれ、基本構想に即するものである必要があり、本市においては、各計画や基本構想を踏まえ、策定に取り組んでまいります。



## 6 「地域計画」の策定について

### (1) 意向調査の実施（農業委員会）

- ア 内 容 目標地区（素案）を作成するため、農地所有者又は農業者に対し、今後の農業経営・農地利用の意向について調査を行う。
- イ 調査対象者 農業振興地域内の農地所有者又は農業者
- ウ 調査項目 現在の農業経営の状況、将来における農業経営の意向、今後の農地利用の意向
- エ 調査方法 市内7区域ごとに、対象者に意向調査票を送付  
郵送、意向登録サイト、メール等にて回答
- オ 周知方法 市ホームページ、あつぎ農委だより、チラシ、農業委員及び農地利用最適化推進委員により周知

### (2) 意向調査の結果を基に目標地区（素案）を作成（農業委員会）

### (3) 協議の場の設置

- ア 内 容 農業の将来の在り方や農地の具体的な利用について、目標地区（素案）を基に関係者一体となって話し合い、幅広い意見を取り入れながら、地域計画（目標地区を含む）の案を策定するため設置
- イ 設置区域 市内7区域（依知、睦合、荻野、小鮎、玉川、南毛利、厚木・相川）
- ウ 出席者 農業者（生産組織の代表、認定農業者、認定新規就農者等）、のうち所有者、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、神奈川県（農業技術センター）、市職員等

### エ 協議事項

#### (ア) 各区域における農業の将来の在り方

区域の現状や課題を踏まえ、米から野菜、果樹等の高収益作物への転換など、目指すべき将来の地域農業について協議

#### (イ) 農業上の利用が行われる農地の区域

今後の農業上の利用について、区域の現状や将来の見込みを踏まえ、農地の利用について協議

#### (ウ) その他

農地の担い手への集積・集約化の方針、農地中間管理機構の活用方針等について協議

### (4) 「地域計画（案）」の公告

- ア 公告期間 2週間
- イ 対象者 市民（利害関係人のみ意見提出可）

### (5) 「地域計画」の策定・公告

## 7 関係機関の役割

- (1) 市（農業政策課）
  - ア 全体のマネジメント（進行管理・調整役）
  - イ 協議の場の運営
  - ウ 「地域計画」（目標地図を含む）の策定・随時見直し
- (2) 農業委員会
  - ア 農地所有者又は農業者の意向把握・情報提供
  - イ 遊休農地、所有者不明農地の把握・情報提供
  - ウ 目標地図（素案）の作成
- (3) 農業協同組合
  - ア 組合員への情報提供
  - イ 組合員の経営意向の把握・提供
- (4) 土地改良区
  - ア 土地改良施設の整備状況に関する情報提供
  - イ 組合員の経営意向の把握・提供
- (5) 農地中間管理機構
  - ア 地域外の農地の受け手の情報収集・意向把握、地域への提供
  - イ 促進計画（バンク計画）による利用権設定等



出典：農林水産省地域計画策定マニュアル

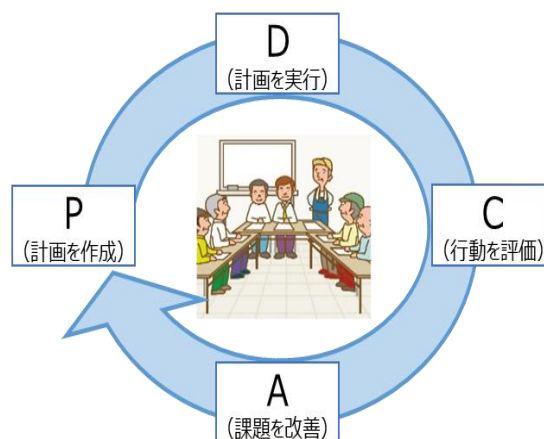
## 8 策定スケジュール

日 程	内 容
令和5年8月～	市内7区域において、関係者等による事前調整
令和5年8月～	市内7区域ごとに、農地所有者又は農業者に対し、随時、意向調査を行い、目標地図（素案）を作成・準備
令和5年11月～	市内7区域ごとに、協議の場を設置し、随時、「地域計画（案）」を作成
令和6年12月	「地域計画（案）」の公告
令和7年3月	「地域計画」の策定・公告

## 9 「地域計画」の実行（進行管理）

「地域計画」の実行に当たっては、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構などの関係者と連携しながら、一体となって取り組みます。

なお、PDCAサイクルを通じて「地域計画」に定めた「農業の将来の在り方に向けた農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」の進行を確認し、農地の集積・集約化、農地中間管理機構の活用方法、新規就農者等の確保の状況などに応じて、「地域計画」を変更します。



出典：農林水産省地域計画策定マニュアル

